

# 鹿児島市立坂元中学校いじめ防止基本方針

いじめ問題への学校の教育目標
<p>○すべての生徒に「いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない」ことへの理解を促し、生徒の豊かな情操と道徳心を培い、規範意識の醸成と心の通う対人関係能力を育成する。</p> <p>○いじめの防止のための生徒の自主的な取組を支援するとともに、日頃から生徒との信頼関係を構築し、すべての生徒が安心して、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりに努める。</p>

いじめ防止対策委員会	
内 容	<p>○年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割</p> <p>○いじめの相談・通報の窓口としての役割</p> <p>○いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割</p> <p>○緊急会議を開き、情報の迅速な共有、関係生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携といった対応を組織的に実施するための役割</p>
構 成	校長、教頭、生徒指導主任、学年主任、学年生徒指導係、養護教諭、教育相談係、スクールカウンセラー、関係機関

PTAとの連携	学校の取組	市教委との連携
<p>○学級PTA, 学年PTA 家庭訪問, 教育相談, 学校だより, 学級通信,</p> <p>○幼少期からの家庭教育の大切さ や同年代及び異年齢集団との積 極的な交流</p>	<p>○未然防止</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道徳教育・人権教育を通じた人間関係集団づくり</li> <li>・自己存在感・自己肯定感を育む教育活動の推進</li> <li>・いじめ防止についての主体的な話し合いと取組の推進（標語・ポスター募集）</li> <li>・講演会等の実施による情報モラル教育の推進</li> <li>・教職員が子どもたちに日常的に関わる、触れあう姿勢の推進</li> </ul> <p>○早期発見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケート調査の実施</li> <li>・定期教育相談の実施（いつでも、どこでも、誰にでも）</li> <li>・発見後の第一報の徹底及びその後の体制確認</li> </ul> <p>○対応（全職員による共通理解、共通実施）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被害者、加害者からの適切な実態把握ケア及び指導、支援</li> <li>・教育相談、カウンセリングの実施</li> <li>・家庭並びに関係機関との連携</li> </ul>	<p>○指導主事の派遣及び助言要請</p> <p>○いじめ問題対応チームの派遣及び助言要請</p> <p>○研修等への講師派遣申請</p> <p style="text-align: center;">関係機関との連携</p> <p>○警察                   ○民生委員</p> <p>○児童相談所       ○市教委員会</p> <p>○市福祉課</p>

## 【年間計画】

生徒関係・PTA	職員関係	検証関係
<p>4月・「学校いじめ防止基本方針」の理解 ・PTA総会での説明</p> <p>6月・いじめ防止啓発強調（ニコニコ月間）月間 ・いじめ防止標語募集 ・いじめに関するアンケート調査（記名式）</p> <p>7月・いじめ問題に関する実態調査 ・教育相談・三者面談 ・「学校楽しいーと」実施 ・いじめに関するアンケート調査（記名式）</p> <p>9月・いじめ問題を考える週間 ・いじめに関するアンケート調査（記名式）</p> <p>11月・「学校楽しいーと」実施 ・教育相談・三者面談 ・いじめに関するアンケート調査（記名式）</p> <p>2月・いじめに関するアンケート調査（記名式） 3月・「学校楽しいーと」（1, 2年生の実施）</p> <p>※早期発見、具体的な対応、家庭との連携</p>	<p>4月・いじめ防止対策委員会 ・「学校いじめ防止基本方針」の共通理解 ・職員の意識調査</p> <p>5月・生徒指導事例研修 ※生徒指導部会（毎週月曜日） ※いじめ防止対策委員会（随時）</p> <p>7月・いじめ防止対策委員会 ・一学期の成果と課題 ・二学期に向けての取組の確認</p> <p>8月・情報教育（ネットトラブル）等の研修</p> <p>9月・いじめ防止対策委員会 ・道徳教育の推進</p> <p>※生徒及び保護者との信頼関係づくり ※職員間との密な連携</p> <p>12月・いじめ防止対策委員会 ・二学期の成果と課題 ・三学期に向けての取組の確認</p> <p>3月・いじめ防止対策委員会 ・年間の取組の総括 ・次年度にむけての取組の確認</p>	<p>4月・年間活動計画の検討、共通実践</p> <p>6月・いじめに関するアンケート調査の集約と対応 ・必要に応じて教育相談、保護者との連携</p> <p>7月・いじめ問題に関する実態調査 ・教育相談・三者面談のまとめ ・「学校楽しいーと」集約と対応</p> <p>9月・道徳教育・心の教育の充実を図るための教材の検討</p> <p>11月・「学校楽しいーと」集約と対応 ・教育相談・三者面談のまとめ</p> <p>※教育相談の位置づけ ※学校評価（年3回）の活用</p> <p>・いじめに関するアンケート調査の集約と対応</p> <p>2月・いじめに関するアンケート調査の集約と対応</p> <p>3月・いじめに関するアンケート項目の見直しと確認 「学校楽しいーと」集約と対応</p>

# 1 学校いじめ防止基本方針（具体的な対応）



いじめを認知した担任等は、校長、教頭、生徒指導主任、養護教諭等や同僚に相談し、学校としての対応策等を事前に構築して、それぞれの立場で子どもや保護者に対応していくことを前提とする。

“決して一人で問題等を抱え込まない”

（「いじめ対策必携」県教委H23 改訂版）